

1 消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正

【改正概要】

近年発生している消火器の破裂事故にかんがみ、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示を義務付けることとする。

【改正理由】

昨年 9 月に大阪市で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、平成 22 年 7 月、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。

当該報告では、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理等する際に主として発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において、対策を進めることが必要とされた。

これを受け、消火器に安全上の注意事項等について表示を義務づけるため、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）の所要の改正を行うものである。

【改正内容】

- (1) 住宅用以外の消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する。（第 38 条関係）
- ・住宅用消火器でない旨
 - ・加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
 - ・標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
 - ・使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・点検に関する事項
 - ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
 - ・消火器が適応する火災の絵表示（国際規格に準じたもの）等を図示
- (2) 住宅用消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する。（第 44 条関係）
- ・住宅用消火器である旨
 - ・使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・点検に関する事項
 - ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- (3) 交換式消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する。（第 51 条関係）
- ・廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

【施行期日】

平成 23 年 1 月 1 日

2 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令（案）の制定

【省令概要】

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 号。以下「改正規格省令」という。）の施行の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物に設置されている消火器等について、施行後 11 年間は特例として設置を認めることとする。

【制定理由】

消火器は消防用機械器具等の技術上の規格に適合しなければならないこととされているため、消火器の技術上の規格が改正された場合には、改正規格省令の施行又は適用の際、現に存する防火対象物又は新築等の工事中の防火対象物に設置されている消火器についても原則として改正後の規格に適合しなければならないこととなる。

しかし、今回の規格の改正は主として消火器の表示に関する改正であり、消火器そのものの性能に関するものではないこと、消火器メーカー等により安全上の注意事項についての広報活動を行う予定であること、また一般的に消火器は 10 年程度使用されていること等を踏まえ、改正規格省令の施行の際、既に設置されている消火器について施行日から 11 年間（3 により新築等の工事等に改正後の規格に適合する消火器を供用できる日として定める日から 10 年間）は設置を認める特例を定めるものである。

【省令内容】

改正規格省令の施行の際、現に存する防火対象物における消火器又は現に新築等の工事中の防火対象物に係る消火器で、平成 23 年 1 月 1 日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、施行日（平成 23 年 1 月 1 日）より 11 年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

【施行期日】

改正規格省令の施行の日（平成 23 年 1 月 1 日）

3 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項に規定する総務大臣が定める日を定める件の制定

【告示概要】

改正規格省令の施行日以降に工事を開始した防火対象物について、施行後 1 年間は改正前の規格に適合する消火器の設置を可能とすることとする。

【制定理由】

消火器の技術上の規格が改正された場合、改正規格省令の施行日以降に、新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用機械器具等については、原則として改正後の規格に適合しなければならないこととなる。

しかし、改正後の規格に適合するものが市場に広く流通するまでの間は、防火対象物に設置すべき適当な消火器が必ずしも入手できる環境にはないと見込まれることから、改正規格省令の施行日から、改正後の規格に適合する消火器が広く流通し供用することができる日として総務大臣が定める日の前日までの間に新築等の工事が開始された防火対象物について、改正前の規格に適合する消火器の設置を可能とするものである。

【告示内容】

改正規格省令に適合する消火器を供用できる日として総務大臣が定める日を平成 24 年 1 月 1 日とし、改正規格省令の施行日以降、平成 23 年 12 月 31 日までに新築等の工事を開始した防火対象物に係る消火器で、平成 23 年 1 月 1 日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、施行日（平成 23 年 1 月 1 日）より 11 年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

4 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部改正

【改正概要】

近年発生している消火器の破裂事故にかんがみ、消火器の点検基準について、蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期を 3 年から 5 年とするとともに、製造年から 10 年を経過した消火器に対する耐圧性能点検を義務付けることとする。

【改正理由】

昨年 9 月に大阪市で発生した消火器の破裂事故等を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、老朽化消火器による危害防止の観点から調査・検討を進めてきたところであり、平成 22 年 7 月、今後講ずべき安全対策について報告書が取りまとめられた。

当該報告では、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理等する際に主として発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において、対策を進めることが必要とされた。

これを受け、消火器の点検について海外の例等を踏まえ内容を充実するため、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）の一部の改正を行うものである。

【改正内容】

- （ 1 ） 現在、製造年から 3 年を経過したものについて行うこととしている消火器の内部及び機能点検について、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあっては、製造年から 5 年を経過したものについて実施することとする。
- （ 2 ） 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち製造年から 10 年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて、耐圧性能点検を実施することとする。

【施行期日】

平成 23 年 4 月 1 日施行予定

（ 施行後 3 年間、耐圧性能点検については、製造後 10 年を経過し、外形の点検において腐食等がなかった消火器は、抜取り方式により実施することができることとする。 ）